矢板市ケアラー支援条例（案）

（目的）

第１条　この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的に推進し、全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく、健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　ケア　介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。

⑵　ケアラー　高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対し、無償でケアを提供する者をいう。

⑶　ヤングケアラー　ケアラーのうち、１８歳未満のものをいう。

⑷　若者ケアラー　ケアラーのうち、１８歳以上おおむね４０歳未満のものをいう。

⑸　市民　市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

⑹　事業者　市内において事業を行う個人又は法人をいう。

⑺　関係機関　介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童福祉等に関する業務を行う機関であって、その業務を通じてケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。

⑻　学校　市内の学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校

（幼稚園を除く。）及び同法第１２４条に規定する専修学校をいう。

（基本理念）

第３条　ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

２　ケアラー支援は、ケアラーの意向を尊重するとともに、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行われなければならない。

３　ケアラー支援は、市、市民、事業者、関係機関及び学校の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーの孤立を防ぐため、社会全体で支えるように行われなければならない。

４　ケアラー支援は、ケアラーによるケアを受けている者に対する支援と一体的に行われなければならない。

５　ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期がその発達段階に応じて自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養う重要な発達段階であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、その心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるように配慮して行われなければならない。

６　若者ケアラーに対する支援は、若者ケアラーとしての時期が、進学、就職その他の自立及び社会生活の基盤を形成する重要な時期であることに鑑み、若者ケアラーが自立し、及び活躍することのできる機会が確保され、かつ、その自己実現が図られるように配慮して行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

２　市は、前項の施策の実施に当たり、ケアラーの早期発見に努めるとともに、市民、事業者、関係機関及び学校と相互に連携を図るものとする。

（市民の役割）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、ケアラーを社会全体で支えることの必要性について理解を深め、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

２　市民は、ケアラーが孤立することのないよう配慮するとともに、その日常生活において、ケアラーが支援を必要としていると認めるときは、必要に応じて、市、事業者、関係機関又は学校に相談するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について理解を深め、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識し、当該従業員がケアラーであると認められるときは、当該従業員の意向を尊重しつつ、勤務に当たっての配慮、ケアラー支援に関する情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第７条　関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について理解を深め、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

２　関係機関は、その業務を通じてケアラー支援を必要とするケアラーの状況を早期に把握するよう努めるものとする。

３　関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、当該ケアラーの心身の状況、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要

性を把握するよう努めるものとする。

４　関係機関は、市その他の関係機関等と連携し、必要な支援が複合的に行われるよう努めるものとする。

（学校の役割）

第８条　学校は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について理解を深め、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

２　学校は、在籍する者がケアラーであると認められるときは、学校生活に支障を来すことのないよう努めるものとする。

３　学校は、在籍するケアラーに対し、その意向を尊重しつつ、教育の機会の確保並びに健康状態及び生活環境を把握するよう努めるものとする。

４　学校は、在籍するケアラーからの教育又は福祉に関する相談に積極的に応じるとともに、市又は関係機関への適切な案内又は取次ぎその他の教育の機会の確保を図るために必要な支援を行うよう努めるものとする。

５　学校は、市及び関係機関とケアラー支援について積極的に連携するよう努めるものとする。

（基本施策）

第９条　市は、全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく、健康で文化的な生活を営むことができるよう、次に掲げる施策を実施するものとする。

⑴　ケアラーに対する相談支援体制の整備及びその周知に関する施策

⑵　ケアラーの休息の確保その他の負担軽減に関する施策

⑶　ケアラーの孤立を防止する交流の場等の提供に関する施策

⑷　ケアラーに対する理解の促進、ケアラーの早期発見及び支援に関する施策

⑸　ケアラーの教育の機会の確保及び就学又は就業の支援に関する施策

⑹　前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援を推進するために必要な施策

（広報及び啓発）

第１０条　市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民、事業者、関係機関及び学校がケアラーの置かれている状況及びケアラー支援に関する理解を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を実施するものとする。

２　市は、ケアラーが自らの状況を理解し、必要な支援を求めることができることについて、分かりやすい広報及び啓発に努めるものとする。

（体制の整備）

第１１条　市は、ケアラー支援に関する施策を総合的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、事業者、関係機関及び学校との連絡調整その他の支援を適切に行うことのできる体制の構築に努めるものとする。

（財政上の措置）

第１２条　市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。